

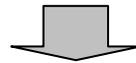
諸外国における法曹養成制度の概要

ドイツ

州単位での統一養成

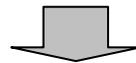
大学 法学部(4年)

- ・ 入学に際して法学の素養は問わない
- ・ 2年次終了までの中間試験
- ・ 第1次国家試験の受験者の平均在学年数は約5年
- ・ 法律理論教育, 実務教育



第1次国家試験(州ごと)

- ・ 必須科目に関する州の試験が70%
- ・ 専門科目に関する大学の試験が30%
- ・ 受験回数制限あり(2回)



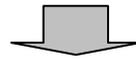
司法修習(州ごと, 2年)

- ・ 裁判所, 検察庁, 弁護士事務所, 行政機関, その他機関での実務修習
- ・ 弁護士事務所での修習は9か月以上, それ以外は3か月以上



第2次国家試験(州ごと)

- ・ 受験回数制限あり



法曹資格取得(全州共通)

アメリカ

大学(4年)

- ・学部レベルで法学教育は行われない

ロースクール(3年)

- ・入学にあたりLSAT及び学部における成績(GPA)が重視される
- ・法律理論教育
- ・実務教育
- ・法曹倫理教育

司法試験(州ごと)

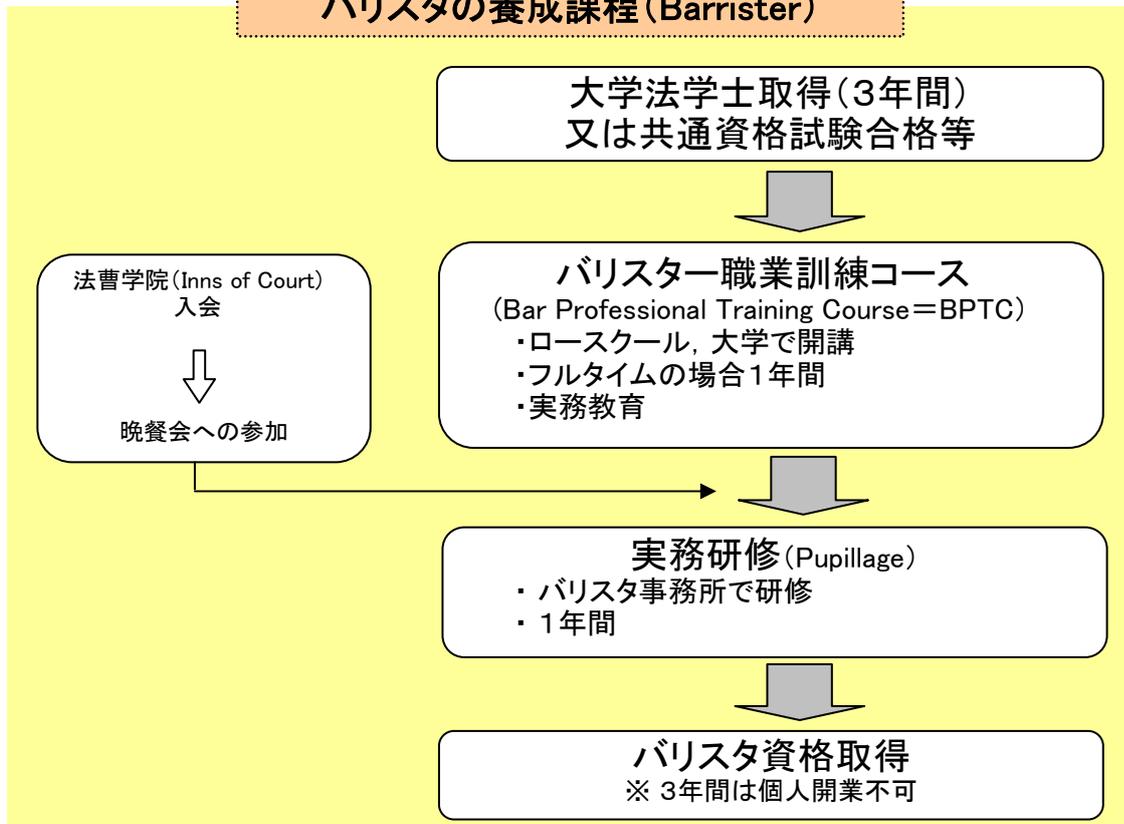
- ・州によっては受験回数制限が設けられている(2回~6回程度)
- ・ロースクールの出身者に受験資格

法曹資格取得(当該州)

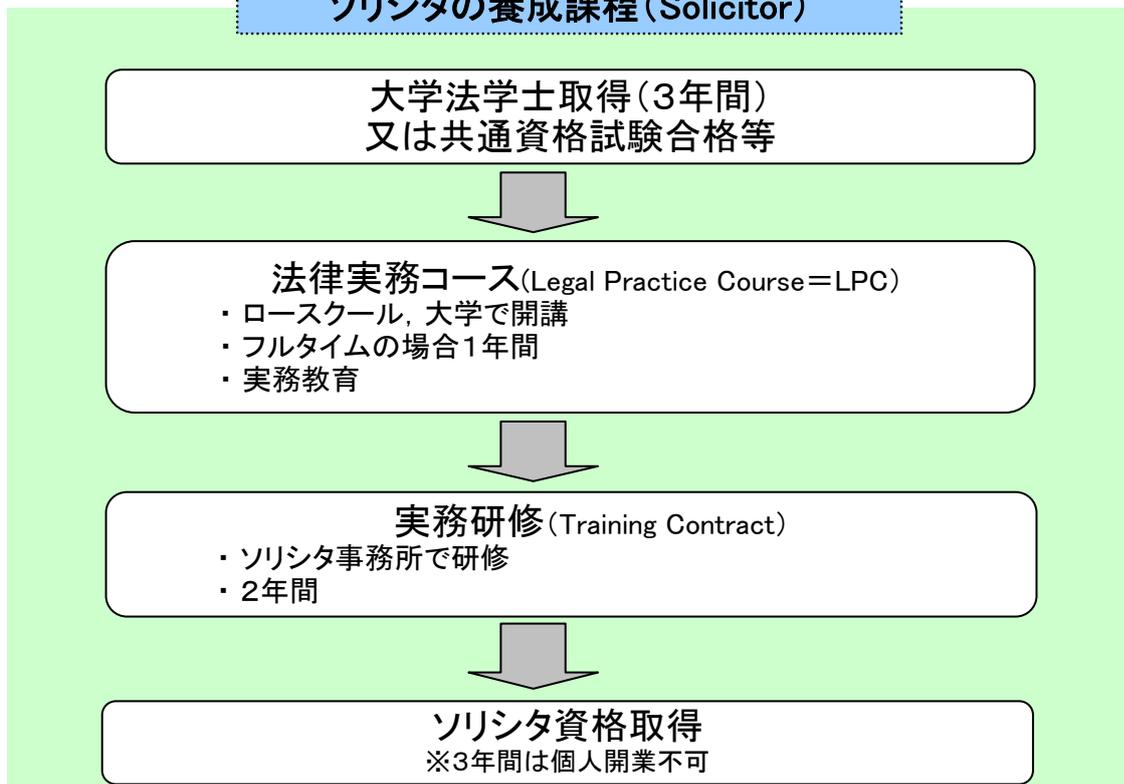
イギリス(イングランド, ウェールズ)

バリスタ(法廷弁護士)とソリシタ(事務弁護士)の分離養成

バリスタの養成課程 (Barrister)



ソリシタの養成課程 (Solicitor)



フランス

司法官と弁護士の分離養成

司法官の養成課程

大学法学部等(4年)

国立司法学院入学試験

- ・ 受験回数制限あり(3回)
- ・ 学歴を条件とする入試のほか、公務員を対象とする入試等あり

国立司法学院における研修(2年7か月)

- ・ 司法学院における修習及び裁判修習
- ・ 弁護士事務所、企業・自治体、海外等における研修
- ・ 弁護士事務所における研修は6か月間

司法官任官

弁護士の養成課程

大学法学部等(4年)

弁護士研修所入所試験

- ・ 受験回数制限あり(3回)
- ・ 弁護士研修所は地方ごとに置かれている

弁護士研修所における実務研修

- ・ 書類作成などの座学のほか、法律事務所等での研修

弁護士職適格証明取得試験

弁護士資格

韓国

大学(4年)

- ・ 法学専攻者・非法学専攻者が併存

法学専門大学院(3年間)

- ・ 法曹養成のための法学教育
- ・ 全法学専門大学院の総入学定員は2000人
- ・ 設置認可を受けた大学は法学部を廃止
- ・ 法理論教育, 実務基礎教育, 法曹倫理教育

弁護士資格試験

- ・ 受験回数制限あり(5年5回)
- ・ 法学専門大学院修了者に受験資格
- ・ 2012年実施試験の合格率は予め「定員に対して75%以上」と決定

法曹資格取得

※ ただし, 2020年までは, 従来型の法曹養成制度(司法試験→司法研修所)が併行実施されている

参考文献

(ドイツの法曹養成制度関係)

- ・ドイツ裁判官法(Deutsches Richtergesetz:DRiG)
- ・藤内和公「ドイツ・フライブルグ大学における法学教育」(「岡山大学法学会雑誌」54巻3号, 2005年3月)
- ・小野秀誠「法曹養成の現代化法～ドイツの2002年改正法～」(「国際商事法務」30巻9号, 2002年)
- ・同「ドイツの新司法(国家)試験(2007年)」(「国際商事法務」37巻5号, 2009年)
- ・同「マンハイムモデルとドイツの新司法試験」(「一橋法学」8巻3号89頁, 2009年11月)
- ・同「ドイツの新国家試験と法曹養成の新たな動向」(「判例時報」2079号3頁, 2010年8月)
- ・甲斐素直「ドイツにおける法曹養成制度改革について－制度の概要－」
(http://www.5a.biglobe.ne.jp/~kaisunao/ronbun/juristenausbildung_in_brd.htm)
- ・「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」における外国制度等調査結果(<http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/gaikokuseido.html>)

(アメリカの法曹養成制度関係)

- ・ジュリスト増刊・基本資料集 法曹養成制度改革 法務大臣官房司法法制調査部編 (1991年9月20日発行)
- ・法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」プロジェクト「アメリカ合衆国における法曹養成の実情に関する調査報告書」
http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/usa.pdf
- ・中網栄美子「米国ロー・スクールの就職事情について～法科大学院修了生へ向けてのキャリア・サービスを考える～」(日本弁護士連合会法曹養成対策室報No.2, 2007)
- ・甲斐素直「米国における法曹実務教育－我が国法科大学院の進むべき道を探る－」(日本大学大学院法務研究科研究紀要第3号掲載)
- ・Comprehensive Guide to Bar Admission Requirements 2011

(イギリス(イングランド, ウェールズ)の法曹養成制度関係)

- ・「イギリス, ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状」(司法研究報告書第53輯第1号 平成11年12月)
- ・Bar Standards Board「Bar Professional Training Course /Course specification requirements and guidance」(2011.8)
- ・Solicitors Regulation Authority「Information for providers of Legal Practice Courses」(2011.9)

(フランスの法曹養成制度関係)

- ・法科大学院等専門職大学院形成支援経費プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」プロジェクト「フランスおよびドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書」, 「フランス法曹養成制度についての調査報告書」
http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/frc_gmn.pdf
http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/french.pdf
- ・「フランス法曹事情調査報告書」大阪弁護士会司法改革推進本部訪仏調査団(2009年2月)
- ・山本一「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」(慶應法学第12号 2009, 1)

(韓国の法曹養成制度関係)

- ・石本伸晃「韓国ロースクール法案の概要と新しい法曹養成制度の特徴」(日本弁護士連合会法曹養成対策室報No.1 2006)
- ・文在完「韓国における法曹養成および臨床教育の発展」(臨床法学セミナー第9号)